

准看護師の配置に係る厚生労働省の 見解（20次・21次）

- 保育士定数は、本来保育士によって定数を満たすべき。
- 准看護師が研修等を受けたとしても、保育士と同等と扱うことはできない。
- 准看護師が療養上の世話をする際、医師等の指示が必要であるが、保育所の嘱託医は常駐ではなく、必ずしも適切な指導を受ける体制とは言えない。
- 「病児・病後児保育事業」では准看護師の配置を認めているが、これは、あくまで看護を担当する職員としてであり、保育を担当する職員としてではない。

佐賀県の考え方

- 保育士とみなすことができる看護師と、准看護師について、「保育」に係る専門性の差はない。
※両資格の受験科目に「児童福祉」等保育に関する試験科目が課されているわけではない。
- 配置目的が「看護」である「病児・病後児保育事業」においては、医師の常駐が求められていない一方で、准看護師の配置が認められている。



看護師に准看護師を含めても、保育能力が低下することはない

認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲

移譲事務	認可外保育施設の設置届出の受理、報告徴収、立入検査、改善勧告等
本県の移譲状況	<p>法令移譲の指定都市・中核市以外の全61市町村 に特例条例により権限移譲済（平成23年度に移譲完了）</p>
効果等	<p>○保育の実施主体である市町村が処理することで、事業者に対する指導監督や保護者への事業者情報 の提供など、迅速での確な対応ができています。</p> <p>○移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって支障は生じていない。</p> <p>※県では、市町村に「埼玉県認可外保育施設指導監督要領」、「認可外保育施設立入調査マ ニュアル」を提供するなど、市町村の事務処理を支援している。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行 新制度（平成27年4月施行予定）では、認可外保育施設を新たに創設される「地域型保育事業 （市町村認可）」などへ移行させることにより、保育提供体制を充実させることとしている。 認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲により、新制度への移行が円滑に行われる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="965 1243 1236 1814" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現行制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設 ・事業所内保育施設 ・バビーホテル ・その他の認可外保育施設 </div> <div data-bbox="981 974 1109 1198" style="font-size: 2em;">↑</div> <div data-bbox="965 168 1236 952" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【新制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可保育所（県・指定都市・中核市認可） 認定こども園（県・指定都市・中核市認可） 地域型保育事業（市町村認可） <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">市町村は保育緊急 確保事業により、 移行を財政支援</p>

現行法では都道府県の権限となっているが、
事務の内容や権限移譲の状況を踏まえ、都道府県と市町村の法律上の役割分担を見直すべき

地方分権改革に関する提案書「別紙」

提案事項：旅館業からの暴力団排除のための旅館業法の改正

提案県：福岡県、九州地方知事会

【 具体的な支障事例等について 】

- ① 指定暴力団傘下の組長に対し、会費名目で集めた金員を上納する団体が存在することが判明。その団体の幹部が、旅館業を営む会社の取締役であったが、旅館業法に、暴力団員又は暴力団と密接に関係する者に対する排除規定がなく、また、指定又は取消基準が限定的に定められていることから、排除することができない事例(法人としては1団体)があったもの。
- ② 現在、全国的に暴力団排除条例が制定され、暴力団が会合を開く会場として、ホテル・旅館等の利用を認めることは、暴力団への利益供与に該当し暴排条例違反となるため、暴力団の利用は困難となっている状況にある。
よって、会場を確保するために、暴力団が旅館等を経営するケースや大規模な建物を購入するケースもある。
- ③ 暴力団の旅館経営は、暴力団の資金源となることとはもちろんのこと、抗争事件による旅館襲撃等も想定されるところであり、その場合は一般宿泊者が事件に巻き込まれる危険性も高く、旅館業において暴力団排除を徹底することは極めて重要である。
※ 佐賀県唐津市において、暴力団幹部が社長を務める会社が、温泉宿泊施設を運営している事例有り
※ 本県北九州市を本拠に持つ指定暴力団が、ホテルや宴会場が使いづらくなったことから、集会所として事務所を開設したとの報道がなされた事例有り

【 旅館業法に規定しなければならない必要性について 】

- ① 旅館業法第1条に法の目的として、公衆衛生の維持と同時に、「旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により」「旅館業の健全な発達を図る」ことが規定されている。
業の健全な発達を図る上で、地域における支障事例を排除することは必要なことである。福岡県としては、暴力団関係者が業界に存在することにより、業務の運営が曲げられ、健全な発展を確保することができないことは明白であると考えている。
- ② 法の目的として、「業の健全な発達」が規定されている以上、同法において暴力団排除が行えるようにすることが必要である。
同様に、業の健全な発達を阻害する要因を排除するには、同法の中で規定することが不可欠と考える。
- ③ また、旅館業法の規定によらない形で条例を制定し、その条例により旅館業の規制を行った場合、司法において、法を超える規制自体が違法とされる恐れがある。
例としては、平成26年2月25日の京都地裁での判決として、風俗案内業条例の規定が、風営法を超える規制を行っていることをもって、「営業の自由を合理的裁量を超えて制限するもので違憲・無効」との判決がなされたというものがある。
当県としては、このような判決が下されるリスクをできるだけ排除する必要があると考えている。

採石法に係る暴排事案

【佐賀県】

- 平成25年8月、警察から、知事部局に対して、A社が暴力団と関係がある旨連絡があり、県として、A社を入札指名停止するとともに、平成26年1月に産廃収集運搬業の許可の取消を行った(廃掃法)。
- A社は採石法の登録事業者であつてが、採石法には、暴力団排除条項がないため、この登録取り消しはできなかったところである。
- なお、佐賀県においては、平成26年3月に、県が行う許認可等について点検を行い、福祉施設の指定・認可基準、旅館業法の許可基準、公衆浴場法の許可基準、興行場法の許可基準、化製場法の許可基準、と畜場法の許可基準、動物愛護法の登録基準、卸売市場の許可基準、屋外広告物の登録基準などに暴力団排除条項を設ける条例改正を行ったところである。
- これにより、反社会的存在である暴力団の排除に向けた取組が強化されることが期待されている。

【福岡県】

- 平成22年度に警察からの情報により、福岡県において、指定暴力団傘下の組長に対し、会費名目で集めた金員を上納する団体が存在することが判明。
- その団体の幹部が、採石業を営む会社の取締役であつたが、採石法に、暴力団員又は暴力団と密接に関係する者に対する排除規定がなく、また、登録又は取消基準が限定的に定められていることから、排除することができない事例(3社)があつた。

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会(ヒアリング資料)

1.提案事項

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲(管理番号369)

2.支障事例

地域においては、エネルギーの効率的利用(省エネルギー)とともに、エネルギーの多様化・分散化に寄与する再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組みを強化しているが、以下のような支障が生じている。

①再生可能エネルギー発電設備の電力網への系統連系制約への対応

再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者から、電力会社との系統連系協議に関して、審査状況に関する照会や、審査結果*に関する相談が多く寄せられている。

しかし、都道府県には、電力会社からの報告徴収(法第40条)、指導・助言(法第4条、第5条)を行う権限がないため対応ができない。

* 審査結果に関する相談例

- ・系統連系量が上限に達しているとの理由で接続が認められなかった
- ・接続にあたって多額の工事費用を請求された 等

※再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、系統連系に制約が生じている地域が拡大しており、事業者からの相談等が増えることが想定される

②再生可能エネルギー発電設備の立地に関する対応

再生可能エネルギー設置のための造成工事等を原因とする土砂の流出、出水による被害などについて相談が寄せられている。

また、世界文化遺産への登録を目指す地域などにおいて、景観上の配慮を求めることができないかとの相談が寄せられている。

しかし、都道府県には、再生可能エネルギー発電事業者からの報告徴収、立入検査(法第40条)を行う権限がないため対応ができない。

3.地方分権改革の必要性

分散型である再生可能エネルギー普及促進のためには、国における取組みの他、より現場に近い地方における取組みも重要。

事業者や地元住民などからも都道府県に多くの相談が寄せられていることを踏まえ、指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として移譲することを求める。